

内閣府、総務省、財務省、
○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第三号
経済産業省、国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

法務大臣 平口 洋

財務大臣 片山さつき

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(簡素な顧客管理を行うことが許容される取引)</p> <p>第四条 令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。</p> <p>〔一〕六 略〕</p> <p>七 令第七条第一項第一号ケに掲げる取引のうち、次に掲げるものの</p> <p>〔イ〕ハ 略〕</p> <p>ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程及び専門課程並びに同法第二百五条の二第一項に規定する専攻科に限る。）に対する入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの</p> <p>〔ホ〕ヘ 略〕</p> <p>〔八〕十三 略〕</p> <p>〔2〕3 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(簡素な顧客管理を行うことが許容される取引)</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>〔一〕六 同上〕</p> <p>七 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ハ 同上〕</p> <p>ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程及び専門課程に限る。）に対する入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの</p> <p>〔ホ〕ヘ 同上〕</p> <p>〔八〕十三 同上〕</p> <p>〔2〕3 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。